

療育を受けたい



① 発達相談員と面接

面接の調整は、
地区担当保健師が
お手伝いをします。

発達相談員と面接をします。

- お子さんと一緒に遊んだり、お話をしながら、お子さんの状況について、おうかがいします。
- 保護者の方が、お子さんのどのようなところを心配しているのか、療育をすることで、どのようになってもらいたいのか等を教えてください。

② 意見書が届く

障害・社会福祉課から、『「子ども発達支援」に係る意見について（通知）』が届きます。

③ 利用申請をする

障害・社会福祉課または各支所地域振興課で、療育利用の申請（給付申請）をします。

【持参するもの】

- 意見書
- 印鑑

④ 利用計画の作成

指定特定相談支援事業所の相談支援専門員と面接し、利用計画（プラン）を作成します。

- お子さんが利用する事業所や回数等を、相談支援専門員と相談しながら 決めます。

⑥ 療育事業所と契約



⑦ 療育開始

療育支援事業所

- つくし園
- nico
- かめさんち
- そらまめキッズ
- 市外児童発達支援事業所

※事業所の空き状況、待機状況によっては、療育の利用申請④をしてから、療育開始⑦までに時間がかかる場合もあります。